公布した規則一覧

令和８年

公布番号	規則名
84	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
85	杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則
86	杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則
87	杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
88	杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則
89	杉並区予算事務規則の一部を改正する規則
90	杉並区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則
91	杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則
92	杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則
93	杉並区災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則
94	杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則
95	杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則
96	杉並区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則
97	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
98	杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
99	杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則の一部を改正する規則
100	杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１１日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８４号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則（平成１２年杉並区規則第１０７号）の一部を次のように改正する。

第１３号様式を次のように改める。

第１３号様式（第２６条、第３１条及び第３２条関係）

介護保険（要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定／要介護状態区分変更認定・要支援状態区分変更認定）申請書

杉並区長　宛

次のとおり申請します。　　年　月　日

被保険者（本人）	被保険者番号		申請事由	新規・更新・変更
	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏名		性別	男・女
	住民票上の住所	〒 電話番号　（　）		
	現在の居住地（上記と異なる場合のみ）	〒 電話番号　（　）		
	現在の要介護状態区分等	要介護状態区分　１・２・３・４・５　要支援状態区分　１・２		
		有効期間　年　月　日　～　年　月　日		
	変更申請の理由（変更の場合のみ）			
	現在の入院・入所先（短期入所を除く。）	入院・入所施設名　電話番号　（　）		
		所在地　〒		
		期間（予定）　年　月　日　～　年　月　日		

申請者（代行者）	フリガナ	
	氏名	
	住所（上記住民票上の住所と異なる場合のみ）	〒 電話番号　（　）

主治医	医療機関名		診療科目 主治医氏名	
			最終受診年月	年　月
	医療機関の所在地	〒 電話番号　（　）		

医療保険者名			医療保険者番号			
医療保険被保険者等	記号		番号		枝番	

第２号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

特定疾病名	

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、杉並区が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、杉並区から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人署名	

被保険者の個人番号												

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、改正前の第１３号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

令和８年９月１１日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８５号

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　児童発達支援（第３条―第１８条）
第３章　放課後等デイサービス（第１９条―第２３条）
第４章　居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援（第２４条）
第５章　多機能型事業所に関する特例（第２５条）
第６章　委任（第２６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和８年杉並区条例第２６号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び条例で使用する用語の例による。

第２章　児童発達支援

（条例第６条第９項及び第７条第９項の規則で定める施設）

第３条　条例第６条第９項及び第７条第９項の規則で定める施設は、認証保育所（児童福祉法第３５条第４項の規定による認可を受けていない保育施設であって、東京都知事が認証したものをいう。以下同じ。）とする。

（設備の基準）

第４条　条例第１１条第３項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　発達支援室

ア　定員は、おおむね１０人とすること。

イ　障害児１人当たりの床面積は、２．４７平方メートル以上とすること。

（２）　遊戯室　障害児１人当たりの床面積は、１．６５平方メートル以上とすること。

２　条例第１１条第４項ただし書に規定する社会福祉施設に類する施設として規則で定めるものは、認証保育所とする。

（指定児童発達支援事業所の利用定員）

第５条　条例第１７条の規則で定める指定児童発達支援事業所の利用定員は、１０人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）については、利用定員を５人以上とすることができる。

（便宜に要する費用の内容）

第６条　条例第２９条第３項の規則で定める費用は、次のとおりとし、第１号に定める費用については、こども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

（１）　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）

（２）　日用品費

（３）　前２号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る措置）

第７条　条例第４３条第２項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（身体的拘束等の適正化に係る措置）

第８条　条例第４６条第３項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（虐待の発生及び再発の防止に係る措置）

第９条　条例第４７条第２項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第１０条　条例第６０条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

（２）　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第１１条　条例第６１条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１１１号）第１０１条第１項又は杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成２５年杉並区条例第４号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第５９条の５第１項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第１７条第１号において同じ。）の面積の合計を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

（２）　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（３）　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第１２条　条例第６２条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成２５年杉並区条例第５号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア若しくは第１９１条第１項第１号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第

１項第１号アに規定する登録者をいう。）の数並びに共生型生活介護（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１５５号。以下「都指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第９３条の２に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（都指定障害福祉サービス等基準条例第１４７条の２に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（都指定障害福祉サービス等基準条例第１５７条の２に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第６項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第１８条第１号及び第２号において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９１条第７項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第１８条第１号及び第２号において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第６項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、１８人）以下とすること。

（２） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４３条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア若しくは第１９１条第１項第１号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第１項第１号アに規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通

いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

（３） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第８６条第１項若しくは第１９５条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４８条第１項に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。

（４） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（５） 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第１３条　第６条から第９条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

（基準該当児童発達支援事業所の利用定員）

第１４条　条例第６６条の規則で定める基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、１０人以上とする。

（準用）

第１５条　第６条（第１号を除く。）及び第７条から第９条までの規定は、基準該

当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第１６条　条例第６８条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（１）　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を条例第６８条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数及び指定生活介護の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

（２）　条例第６８条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第１７条　条例第６９条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（１）　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積の合計を、条例第６９条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数及び指定通所介護等の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。）の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

（２）　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を条例第６９条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数及び指定通所介護等の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（３）　条例第６９条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１８条　条例第７０条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（１）　指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア又は第１９１条第１項第１号アに規定する登録者をいう。）の数並びに都指定障害福祉サービス等基準条例第９５条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、都指定障害福祉サービス等基準条例第１４８条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは都指定障害福祉サービス等基準条例第１５８条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第７０条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第８２条において準用する条例第７０条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス（以下「基準該当生活介護等とみなされる通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とすること。

（２）　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア又は第１９１条第１項第１号アに規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員

２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

（３） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第８６条第１項又は第１９５条第１項に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。

（４） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数並びに通いサービスの利用者の数（基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（５） 条例第７０条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第３章　放課後等デイサービス

（指定放課後等デイサービス事業所の利用定員）

第１９条　条例第７５条の規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、１０人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を５人以上とすることができる。

（準用）

第２０条　第７条から第９条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第２１条　第７条から第１２条までの規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

（基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員）

第２２条　条例第８１条の規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、１０人以上とする。

（準用）

第２３条　第７条から第９条まで及び第１６条から第１８条までの規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第４章　居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

（準用）

第２４条　第７条から第９条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び保育所等訪問支援の事業について準用する。

第５章　多機能型事業所に関する特例

第２５条　条例第９８条の規則で定める多機能型事業所の利用定員は、次項から第５項までに定めるところによる。

２　第５条及び第１９条の規定にかかわらず、多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて１０人以上とすることができる。

３　第５条及び第１９条の規定にかかわらず、利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業及び指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。

４　第５条ただし書及び第１９条ただし書並びに第２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所（利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）を除く。）は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業及び指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。

５　第５条及び第１９条並びに前２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。

第６章　委任

第２６条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

令和８年９月１１日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８６号

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和８年杉並区条例第２７号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び条例で使用する用語の例による。

（指定福祉型障害児入所施設の居室の基準）

第３条　条例第６条第３項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　一の居室の定員は、４人以下とすること。

（２）　障害児１人当たりの床面積は、４．９５平方メートル以上とすること。

（３）　前２号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は６人以下とし、１人当たりの床面積は３．３平方メートル以上とすることができる。

（４）　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

（指定福祉型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容）

第４条　条例第２３条第３項の規則で定める費用は、次のとおりとし、第１号に規定する費用については、こども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

（１）　食事の提供に要する費用及び光熱水費

（２）　日用品費

（３）　前２号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入

所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

２　前項第１号に規定する費用の額は、児童福祉法第２４条の７第１項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合にあっては、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第２７条の６第１項に規定する食費等の基準費用額（同法第２４条の７第２項において準用する同法第２４条の３第８項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第２７条の６第１項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第５条　条例第２６条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

（１）　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

（２）　障害児に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

（３）　当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に引き渡すこと。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る措置）

第６条　条例第３８条第２項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（身体的拘束等の適正化に係る措置）

第７条　条例第４１条第３項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（虐待の発生及び再発の防止に係る措置）

第８条　条例第４２条第２項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（指定医療型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容）

第９条　条例第５７条第３項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

（１）　日用品費

（２）　前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第１０条　第５条から第８条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

（委任）

第１１条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１４日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８７号

杉並区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の給与に関する条例施行規則（昭和５０年杉並区規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「以上」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１５０万円以上）」を加える。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

２　令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間における改正後の第５条第２項第１号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和６年杉並区条例第３２号）附則第８項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８８号

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則（平成１３年杉並区規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「政策経営部を担任する副区長（以下「主宰副区長」という。）」を「副区長」に改め、同条第２項中「主宰副区長」を「副区長」に改める。

第９条第３号中「主宰副区長」を「副区長」に改める。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８９号

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則

杉並区予算事務規則（昭和３９年杉並区規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「政策経営部を担任する」を削る。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区長の職務代理順序に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９０号

杉並区長の職務代理順序に関する規則を廃止する規則

杉並区長の職務代理順序に関する規則（令和６年杉並区規則第１３号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９１号

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則（昭和３８年杉並区規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中「総務部を担任する」を削る。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９２号

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成２５年杉並区規則第５４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項後段を削る。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９３号

杉並区災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

杉並区災害対策本部に関する規則（平成１４年杉並区規則第５２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を削る。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９４号

杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則

杉並区災害復興本部に関する規則（平成３１年杉並区規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項後段を削る。

附　則

この規則は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月２４日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９５号

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立公園条例施行規則（昭和５１年杉並区規則第３７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項ただし書中「及び井草森公園駐車場」を「、井草森公園駐車場及び下高井戸おおぞら公園駐車場」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

杉並区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月２５日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９６号

杉並区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

杉並区歯科技工士法施行細則（平成９年杉並区規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第３条の２　省令第１３条第３項の規定による歯科技工所番号の通知は、第１号の２様式による。

第６条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　歯科技工所番号

第１号様式（表）中「本証」を「原本」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

第１号の２様式（第３条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

様

杉並区長　　印

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第１３条第３項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知します。

記

１　歯科技工所の名称及び所在地

２　歯科技工所番号

第２号様式中「（管理者の変更の場合は、履歴書も添付すること。）」を削り、「本証」を「原本」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、改正前の第１号様式及び第２号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月２５日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９７号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成１２年杉並区規則第１１９号）の一部を次のように改正する。

第１条第４３号中「政令」という。）」の次に「、歯科技工士法施行規則（昭和３０年厚生省令第２３号。以下この号において「省令」という。）」を加え、同号中サをシとし、コの次に次のように加える。

サ　省令第１３条第３項の規定による歯科技工所番号の通知

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月２９日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９８号

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立自転車駐車場条例施行規則（平成６年杉並区規則第８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「指定納付受託者」の次に「（以下「指定納付受託者」という。）」を加える。

第３条の３第４項中「納付」の次に「（指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）」を加える。

第１４条中「第３条の３第２項及び第４項中」を「第３条の３第２項中」に、「第６条の２の見出し」を「同条第４項中「使用料を納付（指定納付受託者に使用料の納付を委託する場合にあっては、使用料の納付を委託）」とあるのは「利用料金を納付」と、第６条の２の見出し」に改める。

別表第２（２）に次のように加える。

杉並区立西永福北自転車駐車場

附　則

この規則は、令和８年９月３０日から施行する。

杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第９９号

杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則の一部を改正する規則

杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則（平成５年杉並区規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「施行規則」という。）第２１条第２項に基づき作成された」を「省令」という。）第１８条の３第１項の規定により作成した」に改める。

第１５条中「施行規則第１９条第１項第１号ト」を「省令第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第１００号

杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則（平成８年杉並区規則第２０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立公園の駐車場の管理運営に関する規則

第１条中「杉並区井草森公園駐車場」を「杉並区立井草森公園駐車場及び杉並区立下高井戸おおぞら公園駐車場」に改める。

第２条中「駐車場の使用時間は、」を「杉並区立井草森公園駐車場の使用時間は」に、「とする」を「とし、杉並区立下高井戸おおぞら公園駐車場の使用時間は午前８時３０分から午後９時３０分までとする」に改める。

第４条中「条例」を「杉並区立公園条例（昭和５１年杉並区条例第２７号。以下「条例」という。）」に改め、同条第２号中「により」を「の規定により」に、「同手帳」を「当該身体障害者手帳」に改め、同条第３号中「東京都愛の手帳交付要綱」を「厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は東京都知事の定めるところ」に、「同手帳」を「当該療育手帳又は当該愛の手帳」に改め、同条第４号中「により」を「の規定により」に、「同手帳」を「当該精神障害者保健福祉手帳」に改める。

第５条中「次の」を「次の表の」に改め、同条ただし書中「管理上必要があるときは、」を「区長が必要と認めたときは、これを変更し、又は」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休場日		
	定例休場日	年始	年末
杉並区立井草森	月曜日、火曜日、木	１月１日から同月３	１２月２９日から同

公園駐車場	曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）	日まで	月３１日まで
杉並区立下高井戸おおぞら公園駐車場		１月１日から同月４日まで	１２月２８日から同月３１日まで

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（指定管理者に関する読替え）

第６条　条例第２１条の７の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第２条ただし書、第３条、第４条及び前条ただし書の規定の適用については、第２条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」と、第３条第１項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第２項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第４条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第１９条」とあるのは「第２１条の１３第８項において読み替えて準用する条例第１９条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第５号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、前条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」とする。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。